○無線局免許手続規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十五号）の一部を改正する省令案

（傍線部分は改正部分）

改　正　案	現　行
（設置許可の申請） 第二十六条　法第百条第一項の許可の申請は、次の各号に掲げる設備の種別に従い、第一号又は第二号に掲げる設備にあつては通信系統ごとに、第三号から第六号までに掲げる設備にあつては設備の設置場所（移動する設備にあつてはその設備）ごとに行わなければならない。 一　電力線搬送通信設備（施行規則第四十四条第一項第一号に規定する電力線搬送通信設備をいう。以下同じ。） 二～六　（略） ２　前項の申請をしようとする者は、別表第六号第１の様式による申請書に同表第２又は第３の様式による添付書類及びその添付書類の写し一通を添えて総合通信局長に提出しなければならない。 ３・４　（略）	（設置許可の申請） 第二十六条　（同上） ２　（同上） ３・４　（同上）
別表第六号　高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式（第26条関係） 第１　申請書 高周波利用設備許可申請書 年　月　日 （何）総合通信局長　殿（注１） 申請者（注２） 住　所（法人又は段体にあつては本店又は主たる事務所の所在地）	別表第六号　高周波利用設備の許可申請書及び添付書類の様式（第26条関係） 第１　申請書 高周波利用設備許可申請書 年　月　日 （何）総合通信局長（沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。）　殿 申請者（注１） 住　所（法人又は段体にあつては本店又は主たる事務所の所在地）

氏　名　　印

高周波利用設備（　　）（注３）を設置いたしたいので、電波法第 100 条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

注１　沖縄県の区域においては、沖縄総合通信事務所長とする。

２～５　（略）

第２　添付書類（設備規則第 60 条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合を除く。）

（様式略）

注１・２　（略）

３　各欄の記載は、次のとおりとすること。

区　　別		記　載　す　る　欄	備　　考
１　電力線搬送通信設備、誘導式通信設備又は誘導式読み書き通信設備（以下この様式において「通信設備」という。）	⑴　新設許可の申請（法第 100 条第１項の許可の申請をいう。以下この表において同じ。）の場合	１の⑴，⑵，⑶，⑷，⑻，⑼，⑽，⑾（注１），⑿，⒁及び⒂，３から８まで並びに９（注１）	（注１）～（注３）（略） （注４）　設備規則第 65 条第１項第１号及び第３号の場合であつて、かつ、400MHz を超える周波数で動作する設備の場合に限る。 （注５）設備規則第 65 条第１項第１号の場合であつて、かつ、400MHz を超える周波数
	⑵　（略）	（略）	
２　医療用設備、工業用加熱設備又は各種設備	⑴　新設許可の申請の場合	１の⑴，⑵，⑶，⑷，⑸，⑹，⑺，⑻，⑼，⑽，⑿，⒀，⒁，⒂，⒃，⒄，⒅（注４）及び⒆（注５）並びに２から８まで	

氏　名　　印

高周波利用設備（　　）（注２）を設置いたしたいので、電波法第 100 条の規定により別紙の書類を添えて申請します。

注１～４　（同左）

第２　（同左）

（同左）

注１・２　（同左）

３　（同左）

区　　別		記　載　す　る　欄	備　　考
１　（同左）	⑴　（同左）	１の⑴，⑵，⑶，⑷，⑻，⑼，⑽，⑾（注１），⑿，⒁及び⒂並びに３から９まで（注１）	（注１）～（注３）（略）
	⑵　（同左）	（同左）	
２　（同左）	⑴　（同左）	１の⑴，⑵，⑶，⑷，⑸，⑹，⑺，⑻，⑼，⑽，⑿，⒀，⒁，⒂，⒃，⒄，⒅及び⒆並びに２から８まで	

	⑵　変更の許可の申請又は届出の場合	１の⑴（注２），⑵（注２），⑶（注２），⑷（注２），⑸（注２），⑹（注２），⑺（注２），⑻（注２），⑼（注２），⑽（注２），⑿（注２），⒀（注２），⒁（注２），⒂（注２），⒃（注２），⒄（注２），⒅（注２）及び（注４）並びに⒆（注２）及び（注５），２（注２），３，４，５，６（注３），７（注３），８（注３），10 並びに 11	で動作する設備の場合に限る。

４～10　（略）

11　１の⑹の欄は、高周波発生装置の筐（きょう）体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、２以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

（略）

12・13　（略）

14　１の⒁の欄は、送信装置又は高周波発生装置の筐体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、２以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

（略）

15～32　（略）

第３　添付書類（設備規則第 60 条第２号の規定の適用を受ける電力線搬送通信設備の場合に限る。）

長辺	高周波利用設備 申請書 届書 （注１）の添付書類 （　　設備分）（注２）	※整理番号	

	⑵　（同左）	１の⑴（注２），⑵（注２），⑶（注２），⑷（注２），⑸（注２），⑹（注２），⑺（注２），⑻（注２），⑼（注２），⑽（注２），⑿（注２），⒀（注２），⒁（注２），⒂（注２），⒃（注２），⒄（注２），⒅（注２）及び⒆（注２），２（注２），３，４，５，６（注３），７（注３），８（注３），10 並びに 11	

４～10　（同左）

11　１の⑹の欄は、高周波発生装置のきょう体内に収められている電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、２以上の装置を有する場合には、次のように記載すること。

（同左）

12・13　（同左）

14　１の⒁の欄は、送信装置又は高周波発生装置のきょう体外に設けられる電源ろ波器の有無を記載すること。この場合において、２以上の装置に共用される場合は、その旨を記載すること。

（同左）

15～32　（同左）

第３　（同左）

長辺	高周波利用設備 申請書 届書 （注１）の添付書類 （　　設備分）（注２）	※整理番号	

	（設備の別）	(1) 使用周波数	(2) 製造者名	(3) 型式又は名称	(4) 製造番号

	(5) 設備の区分	(6) 電力線への伝導妨害波の電流	(7) 電力線への伝導妨害波の電圧
1 工事設計	□ 施行規則第44条第２項第２号の(1)に規定する設備 □ 施行規則第44条第２項第２号の(2)に規定する設備		
	(8) 通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流	(9) 放射妨害波の電界強度	(10) 他の広帯域電力線搬送通信設備（同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。）との通信
			□ 有　□ 無
	(11) 屋外の電力線（コンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線を除く。）の使用	(12) 電力線の片線の接地	(13) 電力線等への分岐線の直列接続又は電力線等の片線のみへのスイッチ若しくは負荷の接続
	□ 有　□ 無	□ 有　□ 無	□ 有　□ 無
	(14) その他の工事設計		

2	参考事項	
	ふりがな	

	（設備の別）	(1) 使用周波数	(2) 製造者名	(3) 型式又は名称	(4) 製造番号

	(5) 設備の区分	(6) 電力線への伝導妨害波の電流	(7) 電力線への伝導妨害波の電圧
1 工事設計			
	(8) 通信線又はそれに相当する部分への伝導妨害波の電流	(9) 放射妨害波の電界強度	(10) その他の工事設計

2	参考事項		
	ふりがな		
3	氏名又は名称		
	ふりがな		
4	住所		
	ふりがな		
5	設置場所		
6	許可の番号	7 許可の年月日	
※	備　考		

3　氏名又は名称			
ふりがな			
4　住所			
ふりがな			
5　設置場所			
6　許可の番号		7　許可の年月日	
※　備　　考			

注１～５　（略）

６　１の⑸から⑼までの欄の記載は、次によること。

⑴　１の⑸の欄は、申請に係る設備に関して、施行規則第 44 条第２項第２号の⑴に規定する設備又は同号の⑵に規定する設備の場合は、該当する事項にレ印を付けること。

⑵～⑹　（略）

７　１の⑽から⒀までの欄の記載は、次によること。ただし、屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第 44 条第２項第２号の⑴に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。）の場合は記載を要しない。

⑴　１の⑽の欄の□には、申請に係る設備と他の広帯域電力線搬送通信設備（同一の者が占有する連続した敷地内に設置されたものを除く。）との通信の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

⑵　１の⑾の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線（施行規則第 44 条第２項第２号の⑵に規定するコンセントに直接接続される電力線及びこの電力線の状態と同様の電力線（屋内電気配線と直接に電気的に接続されたものに限る。）を除く。）の有無について、該当する事項にレ印を付けること。

⑶　１の⑿の欄の□には、申請に係る設備において使用される

注１～５　（同左）

６　１の⑸から⑼までの欄の記載は、次によること。

⑴　１の⑸の欄は、屋内広帯域電力線搬送通信設備（施行規則第 44 条第２項第２号の⑴に規定する屋内広帯域電力線搬送通信設備をいう。）の場合は「屋内広帯域」と、それ以外の場合は「一般広帯域」と記載すること。

⑵～⑹　（同左）

電力線の状態に関して、片線の接地の有無について、該当する事項にレ印を付けること。 ⑷　１の⒀の欄の□には、申請に係る設備において使用される屋外の電力線又はその分岐線の状態に関して、屋外の電力線若しくはその分岐線に他の分岐線が直列に接続されている状態又は屋外の電力線の片線若しくはその分岐線の片線のみにスイッチ若しくは負荷が接続されている状態の有無について、該当する事項にレ印を付けること。 ８　１の⒁の欄は、１の⑴から⒀までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第 100 条第５項において準用する同法第 28 条、第 30 条及び第 38 条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。 ９～13　（略） 14　変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（１の⑴から⒀までに変更があつた場合は、１の⒁の欄も記載すること。）。 15・16　（略）	７　１の⑽の欄は、１の⑴から⑼までの欄の記載事項以外の工事設計について、「電波法第 100 条第５項において準用する同法第 28 条、第 30 条及び第 38 条に規定する条件に合致している。」旨を記載すること。 ８～12　（同左） 13　変更の許可の申請又は届出の場合は、氏名又は名称及び住所（いずれも変更があつた場合は、その変更後のもの）を記載するほか、変更後の事項を記載すること（１の⑴から⑼までに変更があつた場合は、１の⑽の欄も記載すること。）。 14・15　（同左）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。